

# 週刊新社会

10月6日



2020年号外  
野田市版

振替 00140-0-149727 1ヵ月 600円 1部 150円 42円  
発行所：新社会党 <http://www.sinsyakai.or.jp/>  
E-mail/honbu@sinsyakai.or.jp

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2-10 三辰工業ビル3F Tel. 03-6380-9960 Fax. 03-6380-9963

新社会党は22年5月  
の市議選候補を公募中

## 新型コロナウイルス感染で変則的な運営の中 感染対策中心に9月議会終わる

9月議会でも新型コロナウイルス対策関連経費で、4月28日から来年4月1日までに生まれた新生児特別定額給付金10万円支給、保育所感染防止対策費が新規で1950万円、医療関係では12月までの支給延長で、医療従事者支援金が約8,900万円増額されて1億110万円4千円、歯科医療従事者支援金が新設されて3960万円、医療機関支援金が新規で4324万円、また高齢者のインフルエンザ予防接種の無料化、さらに相談者が急増している住居確保給付金の大幅増などを含む2つの補正予算が成立した。

前年度の一般会計決算および国

民健康保険、介護保険、下水道、用地取得、後期高齢者の各特別会計決算も認定された。

教育委員についてはこれまでの飯田芳彦氏が再任された。

市民からの陳情や請願は、来年度の政府教育予算の拡充、義務教育費国庫負担制度の堅持がそれぞれ全会一致で採択されて国に意見書が送られた。鈴木貴太郎記念館の移設についても全会一致で採択されて市長部局等に送られた。自

宅周辺が太陽光発電設備に囲まれて被害の恐れがあるので建設中止を働きかけてほしいとの陳情は反対多数で不採択となっている。

議員発議は先の請願で採択された教育予算関係2件と、利根川水系利根川・江戸川における総合的な治水対策の促進を求める意見書、およびオウム真理教後継団体に対する公安調査庁による観察処分期間更新を求める意見書が全会一致で可決され、国に送られた。

### 無料・低額診療を野田南部診療所が開始

「健康は人権です」と表明して、野田南部診療所が「無料・低額診療」を7月から始めている。

この制度は社会福祉事業の一環で低額所得者に無料あるいは低額で診療する事業で、生計困難者が経済的な理由により必要な医療を受ける機会を制限されるこ

とのないよう制度化されたたもの。厚労省は「低所得者」「要保護者」「ホームレス」「DV被害者」「人身取引被害者」などの生計困難者がこの対象としている。

たとえば保険証がない、病気や障がい働けない、(治療費が払えないので)治療を中断している、生活費だけで精一杯などの方も、受診が可能だ。もちろん条件があるがそれはまず相談を。

相談先電話は04-7125-0171。場所は南部梅郷公民館近くで、梅郷駅西口広場から都市計画道路を江戸川方面に向かい、二つ目の信号を右折した所にあり、徒歩5分。



南部交番の梅郷駅東口への移転が完了し、名称も梅郷駅前交番と変え9月29日に業務を開始した。

冷徹な菅義偉首相がさっそくやった。日本学術会議委員任命で6名を拒否したのだ。法的に首相に拒否権はなく、いってみれば天皇が内閣を任命することになっているが拒否権はないのと同じだ。

さきに菅義偉首相は「私どもは選挙で選ばれているから、何をやるという方向を決定したのに反対するのであれば、異動してもらおう」と、改めて官僚に脅しをかけている。

しかし、日本学術会議は科学者の立場で政策提言を行う国の特別機関で内閣から独立した組織。そこにまで手を突っ込んだ今回の6名拒否はすでに独裁親父そのもの。

さっそくツイッター上では「#日本学術会議への人事介入に抗議する」が2日午後7時段階で25万件もツイートされ、3日は議員会館前で市民の抗議集会が開かれた。

総がかり実行委員会は6日午後6時半から官邸前で緊急抗議行動を行う。せっかく咲き出したキンモクセイの香りに酔いしれる時間もない。  
(10月4日)



室内で蝶に孵化したアゲハとさなぎの抜け殻



咲き続けるパンドレア



キンモクセイと色づいたカラスウリ



赤と白のヒガンバナ

おさなみ前議員の  
フェイスブックから

千葉県選挙区選出の小西ひろゆき参議院議員が今回の日本学術会議委員任命問題で、あたかも政府に推薦者の拒否権があるとしているのは違法と動かめ証拠を発見した。

それは国立公文書館の内閣法制局審査資料で、1983年に総理任命の条文を設けた際の国会想定問答集。「内閣総理大臣による任命は、実質任命であるのか」との問に「この任命は、形式的任命である」と明記されている。

この『日本学術会議法改正の想定問答集』は総理府作成・内閣法制局審査による政府統一見解。そして、これは国会が審議し定めた法規範の根本趣旨だ。法規範として実質任命を排除し形式的任命しか認めず、その条文として「推薦に基づいて、任命する」と定めただけだから、菅総理の任命拒否は違法無効だ」と小西ひろゆき参議院議員は指摘する。かつて官僚として法律作成や国会での質疑における想定問答集を作成してきた小西議員ならではの着眼点。

15年の戦争法強行に至る集団的自衛権の解釈変更について違法だとする公文書発見も小西議員。さすがです。  
(10月5日)